

福島県知事 内 堀 雅 雄 様

地球温暖化・災害に強い 県づくり対策に関する要請

令和 7 年 1 0 月 2 日

福島県議会地球温暖化・災害に強い県づくり対策
特別委員長 佐 藤 政 隆

本委員会は、自然災害が頻発化・激甚化する中、喫緊の課題である地球温暖化への対応を進めるとともに、災害に強い県土をつくり、かつ防災・減災のための対策の強化を図るため、地球温暖化対策（主にカーボンニュートラルの実現）と災害に強い県づくりに関連する事項について調査する目的で、令和5年12月26日に設置され、以来13回にわたり委員会を開催し、関係当局の説明を聴取するとともに、県内外調査や参考人招致による調査を積極的に行ってきた。

東日本大震災以降、本県は、復興の基本理念である「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を目指し、省エネルギーの推進等に県民一体となって取り組んできており、その結果、温室効果ガス排出量が減少するなど、取組は着実に前進している。しかしながら、近年、世界各地で地球温暖化が要因とされる自然災害が頻発し、我が国においてもこれまでに経験したことのないような甚大な被害が発生するなど、気候変動は人類共通の喫緊の課題であることから、引き続き、県民総ぐるみで地球温暖化対策を強力に推進する必要がある。

「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現は決して容易なものではなく、県民一人一人のライフスタイルの見直しはもとより、省エネルギー対策、住宅・建築物対策、交通運輸対策、廃棄物対策、脱炭素地域づくりなどあらゆる分野に及ぶことから、県の有する様々な権限を駆使してポリシーミックスを図りながら、実効性のある地球温暖化対策を推進していくことが求められる。

また、頻発化・激甚化する自然災害から県民の生命、身体、財産を守るためには、県民自らが自分や家族の安全を守る「自助」、地域内や他の地域との間で互いに協力し助け合う「共助」、県、市町村、国等の行政が行う「公助」の取組が極めて重要であり、それらの推進に当たっては、ハード面とソフト面が一体となった防災・減災・国土強靱化の取組や、災害時の医療・福祉支援体制の一層の充実強化が必要不可欠である。

本委員会は、「地球温暖化対策（主にカーボンニュートラルの実現）」について、「地球温暖化対策」及び「再生可能エネルギーの推進」の視点から、また、「災害に強い県づくり」について、「防災・減災」の視点から調査を行い、調査報告書を取りまとめたところである。

「地球温暖化・災害に強い県づくり」については、長期かつ継続的に取り組むべき課題であるとともに、広範かつ多様な対応が求められる課題であることから、今後とも、県当局においてはその重要性を十分踏まえ、次の提言について、必要な措置を講じられるよう強く要請するものである。

1 地球温暖化対策について

(1) 脱炭素化・気候変動対応に関すること

ア 地球温暖化対策の具体的な取組を促進するためには、日頃から住民と接する機会の多い市町村の役割が極めて重要であることから、「福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例」の実効性を担保するためにも、県内全市町村における地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定に向け、全力で取り組むこと。

イ 本県の基幹産業である農業においては、高齢化や原子力災害の影響による担い手不足に加え、気候変動の影響も大きく受けている。特に、近年の異常気象による高温は農作物の生産に大きな影響を与えていることから、高温に強い品種への転換など、地球温暖化に対応した農作物の生産技術開発に集中的に取り組むこと。

ウ 温室効果ガスの排出削減、吸収量をクレジットとして国が認証し、取引を可能とするＪークレジット制度において、令和５年３月に、「水稻栽培による中干し期間の延長」が新たな方法論として承認され、県内農業者からも高い関心が寄せられている。農業分野におけるＪークレジットの創出は、温室効果ガスの抑制に加え、農業者の所得向上にも有効な取組であることから、県内農業者への更なる制度の普及を図ること。

エ 森林面積が県土面積の約７割を占める本県にとって、 CO_2 の吸収源対策として森林の果たす役割は非常に大きい。森林による CO_2 の吸収量は成長過程で大きくなるが、成木になると呼吸による排出量の割合が高くなり、実質吸収量は少なくなることから、本県森林の高齢化の現状を踏まえ、森林の地球温暖化防止における役割の重要性について啓発を図るとともに、間伐、主伐、再造林など計画的な森林整備を一層推進すること。

オ 現在、国内においては、 CO_2 と水素からメタンを合成する「メタネーション」、 CO_2 と水素から製造される「合成燃料（e-fuel）」、大気中の CO_2 を直接回収し地中に貯留する技術「DACCS」など、カーボンニュートラルの実現に資する様々な技術開発が進められていることから、技術の進歩に柔軟に対応できるよう、常に情報収集に努めること。

カ 学校における児童生徒の熱中症対策として、WBGT（暑さ指数）測定器の各学

校への整備や、W B G T 予測値の提供を受けることができるアプリの導入について、県教育委員会と連携しながら取り組むこと。

(2) 廃棄物の減量・食品ロス削減に関すること

ア 本県における 1 人 1 日当たりのごみ排出量は令和 4 年度には全国ワースト 1 位、令和 5 年度には全国ワースト 2 位となるなど、深刻な状況にある。ごみ排出量の削減は、循環型社会の形成のみならず脱炭素社会の実現を目指す上でも極めて重要であり、実効性のある取組を推進するためにも、排出量が多い原因を市町村と連携しながら正確に分析し、県民に対し分かりやすく発信すること。

2 再生可能エネルギーの推進について

(1) 再生可能エネルギー等の導入拡大に関すること

ア 2050 年カーボンニュートラルの実現のためには、県民一人一人の取組が重要であり、県民が身近に取り組める対策を後押しする必要があることから、住宅用太陽光発電設備や蓄電池等の設置に係る支援の一層の充実を図り、積極的な導入の更なる推進に取り組むこと。

イ 再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、地域の理解促進に向けた取組が不可欠であることから、事業者による再生可能エネルギーの地産地消や地域貢献の取組を一層推進すること。

ウ 再生可能エネルギーと地域との共生については、昨年 4 月に施行された改正再エネ特措法において事業規律の強化が盛り込まれたところであるが、実効性のある対応を引き続き国に求めるとともに、国との協議状況や、再生可能エネルギーの導入拡大に対する県の考え方を県民に分かりやすく周知し、地域の理解促進に力を尽くすこと。

エ 太陽光発電の導入拡大に当たり、開発場所によっては災害が発生する可能性もあることから、他都道府県の取組も参考にしながら、どのような場所や規模が太陽光発電に適しているかゾーニングを行うこと。

オ 小水力発電は、新たな開発を行わなくても、既存の堰堤や水路等の活用により、周辺の生態系や生活環境への影響を抑えながら設備導入を行うことが可能であり、

県内にも適地が多数あることから、積極的に導入推進を図ること。

カ 近年の大規模発電施設の開発に起因するトラブルの顕在化を踏まえ、洋上風力発電、揚水発電、県産材を活用した木質バイオマス発電、下水汚泥を活用した藻類バイオマス発電など、あらゆる形態の再生可能エネルギーの導入可能性について調査すること。

キ グリーン水素の利活用については、実証段階から社会実装化の段階に移行しつつあるため、今後の県内における需要を的確に掘り起こしながら、導入拡大を進めること。

(2) 再生可能エネルギー等関連産業の活性化に関すること

ア 太陽光パネルのリユース・リサイクルについては、現在国において在り方について議論されている段階であるが、「再生可能エネルギー先駆けの地」を目指す本県として、リユース・リサイクルの体制構築の実現に向け、国の動向も踏まえながら引き続きモデル事業等に取り組むこと。

イ 再生可能エネルギーの導入が今後進展するにつれ、設備の維持管理等を担う多くの人材が必要になることから、県内高校生等への学習機会の提供により、興味・関心の喚起、知見の習得を促し、県内の再生可能エネルギー等関連産業への就職の促進を図ること。

3 防災・減災について

(1) 防災・減災・国土強靱化に関すること

ア マンションの増加に伴う地域コミュニティの希薄化などにより、地域防災力の低下が懸念される地域も存在するため、地区防災計画の作成支援に当たっては、地域が抱える課題の解決に向けた相談体制の充実を図るとともに、首都圏における成功事例等も参考にしながら、計画作成の一層の促進に取り組むこと。

イ 高齢化率が高く自主防災組織の設立が困難な地区においては、地区防災計画を作成しても実際の防災活動が困難となることが想定されることから、それらの地区についても取り残すことのないよう、防災資機材整備への補助などにより手厚く支援すること。

ウ 災害時に最も被害を受けるおそれがあるのは、自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の要支援者であることから、避難行動要支援者名簿や個別避難計画については、作成主体である市町村によって取組に差が生じることのないよう、更なる支援に取り組むこと。

エ 災害時における応援協定について、県においては広域災害を対象として締結しているところであるが、広域災害だけでなく、局地的な災害時においても迅速な対応が求められることから、市町村における災害時の応援協定締結についても積極的な課題把握に努め、必要な助言等を行うこと。

オ 消防力の強化に当たっては、地域防災力の中核を担う消防団員の確保に向けた広報活動等に引き続き全力で取り組むとともに、消防活動におけるデジタル技術の更なる活用促進による消防団員の負担軽減、消防団における慣習の実態把握等を通じ、入団しやすい環境づくりを進めること。

カ 大規模な地震発生時に円滑な通行を確保するため、倒壊した場合に緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物に対する耐震化経費の支援を引き続き実施するとともに、対象建築物の所有者に対する耐震化の呼びかけに粘り強く取り組むこと。

キ 本年5月に発生した国道399号のいわき市小川町上小川猪小屋地内における法面崩落のように、過去の点検により異常が認められなかった箇所についても崩落の可能性があることから、これまで以上に道路法面の安全確保を徹底すること。

ク 水害による被害防止に向けては、河道掘削や浚渫による河川の流下能力の向上はもちろんのこと、日常的な除草等により河川を良好な状態に維持していくことが重要である。除草など河川の維持管理は、河川愛護団体等を中心に地域住民も主体的に参画しているが、高齢化や人口減少、地域コミュニティの希薄化などにより活動の継続に支障が生じていることから、住民の負担軽減を図りながら、官民協同による河川の維持管理を推進すること。

ケ 被災者の適切な生活再建に向けては、市町村が実施する災害ケースマネジメントの取組が極めて重要であることから、市町村が着実に実施できるよう、支援の充実を図ること。

コ 避難所の生活環境改善に当たっては、人道対応に関する国際基準である「スフィ

ア基準」に沿った避難所運営の普及を図るとともに、プライバシーの確保など女性の視点を踏まえた避難所運営の推進に向け、運営主体である市町村への支援に取り組むこと。

サ 令和6年元日に発生した能登半島地震においては、県内からも棚倉町やいわき市をはじめ、全国の自治体が所有する移動式のトイレトレーラーやトイレカーが被災地に派遣され、県においても昨年10月にトイレトレーラーを導入した。今後の自然災害に備え、多くの自治体でトイレトレーラーを導入することにより、災害時の相互支援体制の構築が期待されることから、県内市町村における導入促進を図ること。

(2) 災害時の医療・福祉支援体制に関すること

ア 指定福祉避難所について、本県においては本年3月末時点で58市町村450施設が指定されているが、運営マニュアルや訓練の不足、必要な物資・器材の不足など様々な課題が指摘されていることから、「福島県福祉避難所指定・運営ガイドライン」を活用しながら、個別の課題解決に向けた助言を行うなど、引き続き指定福祉避難所の充実に向け、市町村を支援すること。